

氷荷重に対し補強された船舶に対する EEDI 規制の適用に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

改正事項

氷荷重に対し補強された船舶に対する EEDI 規制の適用に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から放出される温室効果ガスの放出量を削減することを目的とし、2013 年よりエネルギー効率設計指標（EEDI）に関する要件が定められている。

2019 年 5 月に開催された IMO 第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、EEDI に関する要件の適用除外とする船種を改める MARPOL 附属書 VI の改正が決議 MEPC.316(74)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

EEDI に関する要件の適用除外とする船種を砕氷能力を有する貨物船から極海コードでいう A 類の船舶に改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.1.1, 3.1.2